

令和四年十二月十三日受領  
答弁第四三三号

内閣衆質二一〇第四三三号

令和四年十二月十三日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出国際的な人権侵害への対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出国際的な人権侵害への対処に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「外国為替及び外国貿易法による対応措置を講じることができるようにすること」、「出入国管理及び難民認定法によって日本国への上陸を拒否することができるようにすること」及び「国際的な人権侵害に対処するための法律を制定すべき」との御指摘については、国際社会の動向、二国間関係、我が国の国益等を総合的に勘案し、適時適切に判断していくことが不可欠であると考えている。